

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

○土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除	第425号	(水大気環境課)	1
○道路の区域の変更	第426号	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	第427号	(同 )	2
○道路法に基づく道路と都市公園との兼用工作物の管理の方 法についての協議の成立	第428号	(同 )	2
○都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (豊田都市計画道路事業3・4・110号昭和町線)	第429号	(都市整備課)	2
○都市公園法に基づく都市公園と道路との兼用工作物の管理 の方法についての協議の成立	第430号	(公園緑地課)	2

### 公 告

○マイクロソフトライセンスに関する一般競争入札の実施	(情報政策課)	3
○大規模小売店舗の変更の届出	(商業流通課)	4
○森林法第189条の規定による掲示	(森林保全課)	9
○公共測量の実施	(用地課)	10
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所	(都市整備課)	10
○愛知県屋外広告物許可証票の図案の部分の地色	(公園緑地課)	11
○開発行為の許可に基づく工事完了	(建築指導課)	11

### 告 示

#### 愛知県告示第425号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、次のように形質変更時要届出区域の指定を解除する。

令和6年11月1日

愛知県知事 大村秀章

- 1 解除に係る形質変更時要届出区域  
みよし市明知町上狭間口1番2の一部（令和5年愛知県告示第478号により指定した区域）
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 3 1の区域の全部において2の特定有害物質の種類について講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

## 愛知県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月1日

愛知県知事 大村秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			敷地の幅員	延長
		新	旧	区間		
県道	力石名古屋線	旧		長久手市茨ヶ廻間乙1533番1地先	m 91.4～155.6	km 0.048
		新		同		

## 愛知県告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月1日

愛知県知事 大村秀章

道路の種類	路線名	供用開始の区間		供用開始の期日
		供用開始の期日		
県道	力石名古屋線	長久手市茨ヶ廻間乙1533番1地先から同1533番695地先まで		令和6年11月1日

## 愛知県告示428号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定に基づき、道路と都市公園とが相互に効用を兼ねる施設（以下「兼用工作物」という。）の管理の方法について、公園管理者との間において次のように協議が成立した。

その関係図書は、愛知県尾張建設事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年11月1日

愛知県知事 大村秀章

- 1 道路の名称  
県道力石名古屋線
- 2 都市公園の名称及び管理者
  - (1) 名称  
愛・地球博記念公園
  - (2) 管理者  
愛知県知事
- 3 公園管理者の行う兼用工作物の管理の内容  
兼用工作物のうち専ら都市公園の施設として供する部分の新設、改築、維持、修繕又は災害復旧
- 4 管理の期間  
令和6年10月30日以後当該兼用工作物が存続する期間

## 愛知県告示第429号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和6年11月1日

愛知県知事 大村秀章

施行者 の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業実行期間	事業地	図書の 縦覧場所
豊田市	豊田都市計画道路事業3・4・110号昭和町線	平成31年3月19日から 令和12年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	豊田市役所

## 愛知県告示第430号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10第1項の規定に基づき、都市公園と道路とが相互に効用を兼ねる施設（以下「兼用工作物」という。）の管理の方法について、道路管理者との間において次のように協議が成立した。

その関係図書は、愛知県都市・交通局都市基盤部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年11月1日

愛知県知事 大村秀章

- 1 都市公園の名称  
愛・地球博記念公園
- 2 道路の名称及び管理者
  - (1) 名称  
県道力石名古屋線
  - (2) 管理者  
愛知県知事
- 3 道路管理者の行う兼用工作物の管理の内容  
兼用工作物のうち専ら歩行者の通行の用に供する施設の改築、維持、修繕又は災害復旧
- 4 管理の期間  
令和6年10月30日以後当該兼用工作物が存続する期間

## 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和6年11月1日

愛知県知事 大村秀章

### 1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量  
マイクロソフトライセンス 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書で示す仕様等とします。
- (3) 契約期間  
令和7年2月1日（土）から令和8年1月31日（土）まで  
(地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- (4) 納入場所  
入札説明書で示す場所とします。
- (5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「I Cカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難い場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。  
イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和6年4月～令和8年3月）に登録されている者であること。
- (4) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県会計局が定める指名停止取扱要領等に基づく指名停止を受けていない者であること。

### 3 入札説明書の交付方法等

- (1) 入札説明書の交付方法  
令和6年11月1日（金）から令和6年11月7日（木）までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。  
アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

また、令和6年11月1日（金）から令和6年11月7日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前10時から午後5時までの間、(4)の場所において紙による交付も随時行います。

(2) 入札期間

令和6年12月12日（木）午前9時から令和6年12月13日（金）正午まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）

(3) 開札の日時及び場所

令和6年12月13日（金） 午後1時

愛知県総務局総務部情報政策課

(4) 問合せ先

愛知県総務局総務部情報政策課ネットワーク管理グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）

電話（052）954-6115

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りでありません。

(3) 入札の無効

財務規則第152条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び証明書類を令和6年11月18日（月）午前9時から令和6年11月22日（金）午後5時までの間に電子入札システムにより提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された競争入札参加資格確認申請書及び証明書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、落札の対象とします。

(6) 落札者の決定方法

財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) その他

ア 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができます。

イ 詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

(1) Nature and quantity of products to be leased: Microsoft License, 1 set

(2) Bidding period: 9:00 a.m., December 12, 2024 - noon, December 13, 2024

(3) Contact point for the notice: Information Policy Division, General Affairs Department, Bureau of General Affairs, Aichi Prefectural Government  
3-1-2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8501 Japan

Tel. 052-954-6115

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和6年11月1日

愛知県知事 大村秀章

1 (1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

者の氏名

名古屋ステーション開発株式会社  
名古屋市中村区椿町15-27 名駅太閤通口ビル  
代表取締役社長 伊藤 裕次

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アスティ一宮  
一宮市栄三丁目1番地1ほか1筆

(3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称 名古屋ステーション開発株式会社	変更前に同じ
	代表者の氏名 代表取締役 河野 俊輔	代表取締役 伊藤 裕次
	住所 名古屋市中村区名駅一丁目1番3号	名古屋市中村区椿町15-27 名駅太閤通口ビル
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者 なし	変更前に同じ
小売業を行う者	氏名又は名称 未定	株式会社グリーンハウスフーズ
	代表者の氏名 未定	代表取締役 田沼 千秋
	住所 未定	東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー19F
	その他小売業を行う者 未定	15名(縦覧による)

(5) 大規模小売店舗の変更の理由

建物設置者の代表者及び住所の変更並びに小売業者の確定のため。

(6) 届出の日

令和6年10月1日

(7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課(名古屋市中区三の丸三丁目1-2)

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和6年11月1日(金)から令和7年3月3日(月)まで(日曜日、土曜日、令和6年12月30日、31日、令和7年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先

令和7年3月3日(月)

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

2(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社  
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号  
代表取締役 伊藤 光博

イ その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者  
1名(縦覧による)

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ扶桑  
丹羽郡扶桑町大字高雄字下野7番地ほか5筆

(3) 大規模小売店舗の変更の日

令和6年1月1日

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
小売業を行う者	氏名又は名称 マックスバリュ東海株式会社	変更前に同じ
	代表者の氏名 代表取締役 作道 政昭	同
	住所 浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1	浜松市中央区篠ヶ瀬町1295番地1

その他小売業を行う者	8名（縦覧による）	変更前に同じ
------------	-----------	--------

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由  
小売業者の住所の変更のため。
- (6) 届出の日  
令和6年10月3日
- (7) 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和6年11月1日（金）から令和7年3月3日（月）まで（日曜日、土曜日、令和6年12月30日、31日、令和7年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先  
令和7年3月3日（月）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 3(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者  
ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
芙蓉総合リース株式会社  
東京都千代田区麹町五丁目1番地1  
代表取締役 織田 寛明  
イ その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者  
1名（縦覧による）
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カメリアガーデン幸田2  
額田郡幸田町大字相見字蒲原34番地ほか
- (3) 大規模小売店舗の変更の日  
縦覧による。
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
小売業を行なう者	氏名又は名称 マックスバリュ東海株式会社	変更前に同じ
	代表者の氏名 代表取締役 作道 政昭	同
	住所 浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1	浜松市中央区篠ヶ瀬町1295番地1
	その他小売業を行う者 4名（縦覧による）	4名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由  
小売業者の代表者及び住所の変更のため。
- (6) 届出の日  
令和6年10月3日
- (7) 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和6年11月1日（金）から令和7年3月3日（月）まで（日曜日、土曜日、令和6年12月30日、31日、令和7年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先  
令和7年3月3日（月）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 4(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社中部新都市サービス  
名古屋市千種区覚王山通八丁目70番地1  
代表取締役 横矢 雅人
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン瀬戸みづのショッピングセンター  
瀬戸市みづの坂2丁目253
- (3) 大規模小売店舗の変更の日

令和6年6月20日

## (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称 株式会社中部新都市サービス	変更前に同じ
	代表者の氏名 代表取締役 倉重 渉司	代表取締役 横矢 雅人
	住所 名古屋市千種区覚王山通八丁目70番地1	変更前に同じ
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者 なし	同

## (5) 大規模小売店舗の変更の理由

建物設置者の代表者の変更のため。

## (6) 届出の日

令和6年10月3日

## (7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

## (8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和6年11月1日（金）から令和7年3月3日（月）まで（日曜日、土曜日、令和6年12月30日、31日、令和7年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

## (9) 意見書の提出期限及び提出先

令和7年3月3日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

## 5(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社中部新都市サービス

名古屋市千種区覚王山通八丁目70番地1

代表取締役 横矢 雅人

## (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

M i O香久山 c o n \* t e

日進市香久山四丁目201-3

## (3) 大規模小売店舗の変更の日

令和6年6月20日

## (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称 株式会社中部新都市サービス	変更前に同じ
	代表者の氏名 代表取締役 倉重 渉司	代表取締役 横矢 雅人
	住所 名古屋市千種区覚王山通八丁目70番地1	変更前に同じ
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者 なし	同

## (5) 大規模小売店舗の変更の理由

建物設置者の代表者の変更のため。

## (6) 届出の日

令和6年10月3日

## (7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

## (8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和6年11月1日（金）から令和7年3月3日（月）まで（日曜日、土曜日、令和6年12月30日、31日、令和7年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

## (9) 意見書の提出期限及び提出先

令和7年3月3日（月）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

## 6(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社中部新都市サービス  
名古屋市千種区覚王山通八丁目70番地1  
代表取締役 横矢 雅人

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
M i O香久山  
日進市香久山五丁目1801番地
- (3) 大規模小売店舗の変更の日  
令和6年6月20日
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称	株式会社中部新都市サービス
	代表者の氏名	代表取締役 倉重 渉司
	住所	名古屋市千種区覚王山通八丁目70番地1
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	なし

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由  
建物設置者の代表者の変更のため。
- (6) 届出の日  
令和6年10月3日
- (7) 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和6年11月1日（金）から令和7年3月3日（月）まで（日曜日、土曜日、令和6年12月30日、31日、令和7年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先  
令和7年3月3日（月）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 7(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
三井住友信託銀行株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
代表取締役 大山 一也
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
i i a s (イーアス) 春日井  
春日井市六軒屋町字東丘22番地ほか
- (3) 大規模小売店舗の変更の日  
縦覧による。
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
小売業を行なう者	氏名又は名称	株式会社西友
	代表者の氏名	代表取締役 大久保恒夫
	住所	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
	その他小売業を行なう者	32名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由  
小売業者の住所及び代表者の変更並びに入退店のため。
- (6) 届出の日  
令和6年10月7日
- (7) 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和6年11月1日（金）から令和7年3月3日（月）まで（日曜日、土曜日、令和6年12月30日、31日、

令和7年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで

## (9) 意見書の提出期限及び提出先

令和7年3月3日(月)

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

## 8(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

みずほ丸紅リース株式会社

東京都千代田区四番町6番地

代表取締役 矢部 延弘

## (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ春日井

春日井市六軒屋町字東丘25番地2ほか

## (3) 大規模小売店舗の変更の日

令和6年2月1日

## (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
小売業を行う者	氏名又は名称 株式会社ニトリ	変更前に同じ
	代表者の氏名 代表取締役 武田 政則	代表取締役 似鳥 昭雄
	住所 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	変更前に同じ
	その他小売業を行う者 4名(縦覧による)	同

## (5) 大規模小売店舗の変更の理由

小売業者の代表者の変更のため。

## (6) 届出の日

令和6年10月7日

## (7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課(名古屋市中区三の丸三丁目1-2)

## (8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和6年11月1日(金)から令和7年3月3日(月)まで(日曜日、土曜日、令和6年12月30日、31日、令和7年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで

## (9) 意見書の提出期限及び提出先

令和7年3月3日(月)

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を新城市役所に掲示した。

令和6年11月1日

愛知県知事 大村秀章

## 1 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	所在が不明である通知の相手方
新城市作手守義字儀光76	原田 昌
同 出沢字西沢70の2	原 浩之
新城市川田字本宮5の211	長谷川荒治
同	夏目孝太郎
同	白井 正夫
同	野沢市太郎
新城市川田字本宮5の211、5の213及び5の227	浅若彈一郎

同	野沢 友次
同	野沢助次郎
同	野沢種次郎
新城市川田字本宮5の213	大高福太郎
同 作手高松字井代58及び59	星野 俊浩
同 作手岩波字茶屋14	権田 富子
新城市下吉田字後貝津48の2	鈴木 菊治
同	鈴木 角二
同	鈴木寿太郎

## 2 通知の要旨

令和6年愛知県告示第337号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する予定である。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛知県尾張建設事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年11月1日

愛知県知事 大村秀章

作業地域	作業期間	作業種類
春日井市四ツ家町及び前並町	令和6年10月21日から 令和6年12月29日まで	公共測量（路線測量及び現地測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛知県東三河建設事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年11月1日

愛知県知事 大村秀章

作業地域	作業期間	作業種類
豊橋市城下町、東赤沢町、伊古部町、高塚町、西七根町、小松原町、小島町、細谷町及び東細谷町並びに田原市伊良湖町、日出町、堀切町、小塩津町、和地町、越戸町、若見町、池尻町、赤羽根町、高松町、大草町、東神戸町及び六連町	令和6年10月24日から 令和7年3月10日まで	公共測量（撮影・写真地図データ作成）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛知県三河港務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年11月1日

愛知県知事 大村秀章

作業地域	作業期間	作業種類
豊橋市神野西町一丁目	令和6年9月24日から 令和7年3月14日まで	公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、豊橋市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年11月1日

愛知県知事 大村秀章

作業地域	作業期間	作業種類
豊橋市井原町及び東田町	令和6年10月21日から 令和7年1月30日まで	公共測量（3級基準点測量）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、知多信濃川東部土地区画整理組合から就任した理事の氏名及び住所の届出があった。

令和6年11月1日

愛知県知事 大村秀章

下村 晃久 知多市八幡字荒井14

愛知県屋外広告物条例施行規則（昭和39年愛知県規則第112号）様式第5備考第2号の規定に基づき、令和7年の愛知県屋外広告物許可証票の図案の部分の地色は、水色とする。

令和6年11月1日

愛知県知事 大村秀章

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和6年11月1日

愛知県知事 大村秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
6西建 44-16	令和 6. 8. 1	柘植 俊希	名古屋市天白区池場四丁目1715	みよし市西一色町神田77及び 77-2
6東建 61-5	6. 9.13	福田 健史	豊川市本野ヶ原四丁目114	新城市富永字神田49-1及び 52-6
5尾建 96-154	5.12.27	株式会社辰巳サンライズ 代表取締役 坂田 貴臣	刈谷市高須町坤30-6	愛知郡東郷町大字春木字樹池 39-2ほか2筆
5尾建 96-158	5.12.27	鈴木大次郎	日進市米野木台二丁目2114	愛知郡東郷町大字春木字樹池 39-1ほか3筆
5西建 44-59	6. 4.22	越山 友貴	岡崎市井内町字手保2	額田郡幸田町大字六栗字高畑 7-1

